

南アルプス市監査委員告示第1号

令和元年10月28日に提出された南アルプス市職員措置請求書について、請求の要件を審査した結果、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に定める監査を実施しないこととしたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

令和元年12月6日

南アルプス市監査委員	小池康郎
同	望月健二
同	花輪進

南ア監第12-4号

令和元年12月6日

請求人

殿

南アルプス市監査委員 小池 康郎

同 望月 健二

同 花輪 進

南アルプス市職員措置請求について（通知）

令和元年10月28日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

1 請求の要旨

監査にあたり、請求人が提出した措置請求書から、請求人が主張する請求の要旨を次のように解した。

法第242条第1項に定める住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限定されており、これらのいずれかに該当すると認めるとき、事実を証する書面を添え、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

本件請求において、請求人は、農林商工部観光商工課が平成29年10月6日にA社と3600万円で随意契約した「広河原山荘新築工事实施設計各種許可申請用添付資料・図面等作成業務」は、国土交通省告示第15号により積算して、1200万円高く契約されていることから、1200万円を市に支払い補填すること。

また、この契約で作成された実施設計に基づき入札告示された新築工事一般競争入札は、予定価格が低いとの理由で入札不調になったため、造成工事を分離発注することとした「広河原山荘新築工事再入札用実施設計内訳書作成業務」を平成31年2月19日、A

社と129.6万円で随意契約をしたが、議会の議決を得ていない予算の流用で違法であるとともに、入札不調になった原因は実施設計を行った業者にあり設計業者の責任で行うべき事業変更であるものを市の負担で行ったことは、市に損害を与えたと判断するため129.6万円を市に支払い補填すること。

以上について、南アルプス市長、農林商工部長、観光商工課長に対しての措置を請求している。

2 事実関係の調査

請求人は、前段の1200万円の根拠について、建築設計等にかかわる業務報酬基準を定めている国土交通省告示第15号で積算すると1947万円になるが、観光商工課は、契約額3600万円のうち460万円が各種許認可申請業務だとしているので、これを差し引いた3160万円が実施設計費となり、これから1947万円引いた額1200万円が増額されていることになると主張している。

しかしながら、この計算は不正確であり、住民監査請求の要件である事実を証明する書面の添付もないことから確認することができなかった。

このため、事務局職員が数次にわたり請求人と面接し、陳述・出頭の日程や質問の調整を行ったが、いずれも出席せず、質問にも応じられないといったことであり、要件を満たすための教示や的確な補正の手法についてのアドバイスもかなわなかった。

3 監査委員の判断

事実を証する書面は、特に形式は必要なく、該当する事実を具体的に指摘すれば足りるものであり、一般的に、事象については新聞記事の写しなど、財務会計上の数値等については、情報公開請求により入手した資料などである。

監査委員は、提出された「措置請求書」と「事実を証明する書面」のみで、監査を行う必要があるかどうかの判断を行う。

本件請求は、必要とする事実を証明する書面の添付がなく、法第242条に定める要件を具備していないことから、適法な住民監査請求に該当しないため却下する。

※市議会令和元年9月定例会の代表質問において、同様の内容で議論がなされ、同議会に同案件にかかる法第100条に基づく調査特別委員会設置の議案が提出されたが、反対多数で否決されている。